

行財政

1. 『フォーラム野洲 2016』の中でも、「健康・医療・福祉の観点から市民が自立的に必要なに応じて、地域の支援を得て活動的に暮らせるまちづくりへの転換が必要」や「健康・医療・福祉・交流・商業・公共公益施設の確保、歩行空間、公共交通ネットワークの充実を一体的に取り組む都市のコンパクト化」が提案されている。

貧困に関しても「顔の見える関係づくりをし、身近で様々な活動をしている人と繋がるような地域参加の機会を数多く持つことが大切」とまとめられている。

さらには「およそ5%の人は最期まで自立して生活出来る。それは、仕事を続けている、社会に関係し続けている人である。家に引き込まないことが必要。」とパネリストから発言もされており、平成32年から駅前に市立病院が出来る事や、新クリーンセンター横に建設予定の熱利用の温浴施設も踏まえて、郊外からも多くの市民が気軽に公共交通を活用出来る様な環境整備が必要。

そうした理由からも、平成23・24年度の集中改革プランで削減されたままの市民サービス施策の復活をされること。例えば70歳以上と障がい者の循環バス無料化など。

(回答)

集中改革プランで「当分の間の措置」としていた以外の項目については、体質改善等の見直しを主として実施したものであり、プラン内容の維持を基本にしています。改めて検証が必要なものについては、平成26年度策定の行財政改革推進計画に基づく取組みや予算編成過程の中で個別に判断し、更なる体質改善を図っていきます。

高齢者や障がい者を対象としたコミュニティバスの料金については、全く利用しない人や利用できない人との公平性の観点や、受益者負担適正化の点で大人通常料金の半額の100円としており、妥当な金額設定であると考えています。特に障がい者全てを無料とすることは、一部の方にとっては社会参加への意欲をそぐことにもなりかねず、考えていません。

なお、移動のための障がい者への支援として、「自動車燃料費及び福祉タクシー運賃助成事業」や「精神障害者支援施設等通所交通費補助金」等、他の福祉施策を講じています。

【所管部：政策調整部、市民部】

2. まちづくりは、大企業に頼る行財政運営からの転換を図り、TPPが国会で強引に推し進められようとしている中で「野洲市商工業振興指針」や「野洲市農業振興指針」による地域産業の振興を進めること。

(回答)

今年度、野洲市農業振興計画の改訂を行っており、その中で地域産業の振興を図るため、野洲で採れたものは野洲で消費する地産地消の取組みを推進しています。取組みの主体は、市内の農業者等で構成された「まるかじり協議会」という団体で、隠れた野洲の食材を発掘する取組みや、市内の飲食店と市内の生産者をつなぎ、新しいメニューの開発・販売等を行っています。

また、今年度は、野洲市商工業振興指針の見直しとあわせ、新たに観光振興指針の策定を行っています。その指針の中で地域産業の振興についても考えていきます。

【所管部：環境経済部】

土地の利用や開発においては、インフラ整備が進んでないエリアの市街化も今後は必要ではあるが、例えば農村地域に点在する後継者不足による耕作放棄地の市街化区域への編入はインフラ整備のコストも抑える事が出来、地域住民の活性化へも繋がるため、検討が必要。

(回答)

昨年度、都市計画マスタープランにおいて長期的に市街化を検討していく地区および新たに都市拠点の整備を図る地区として位置付けている15地区について、市街化の実現性・可能性を検証し、市街化区域編入のあり方を整理した上で、市街化区域の拡大に取り組む地区をランク別に提示した「野洲市まちづくりビジョン」を策定しました。

「野洲市まちづくりビジョン」における実現可能性の高い重点地区の中から広域的な基幹交通インフラの整備などの都市基盤の整備状況を見据えたまちづくりとして総合的に検討し、市街化区域に編入した際には、結果として、その地域に介在する耕作放棄地をはじめとした低・未利用地の有効利用を図ることができ、ひいては地域の活性化に繋がるものと考えています。

【所管部：政策調整部、都市建設部】

3. 工業振興助成制度について、資本金10億円以上の企業についてはこれを廃止されること。

(回答)

条例に基づき、既に交付決定した助成金は、債権債務の関係が成立し、決定どおり進める必要があることから、助成金の廃止は考えていません。

【所管部：環境経済部】

4. 消費税は逆進性が強い不公平税制であり、中小企業にとって価格転嫁が保障されず大きな負担となっており、国税の滞納額で最大の税金となっていることから、市民・国民が払いきれない税金に苦しんでいる。格差社会がそうした現象を象徴しているが、本来ならば莫大な利益を生み出している大企業や富裕層への応分の負担を求めべき。

野洲市は市民生活相談課で生活困窮者に対する手厚い事業も行っているが、消費税増税され続け行けばカバーしきれない時が来ると危惧される。

安倍政権は2019年10月まで増税を延期としているが、延期ではなく消費税10%増税の中止を国に求める事と、8%に増税された分は全て社会保障の為に使うこと。

(回答)

消費税増税については、少子高齢化が進展する中、膨らみ続ける社会保障財源を確保する上で、必要との判断から決定されたものであると認識しており、単に増税を中止するだ

けでは、今後、持続可能な社会構造を構築し、安心・安全な生活を実現するために如何に財源を確保していくのかという課題が残されてしまうことから、消費税増税のみならず、他の制度改正等も注視していきたいと考えます。

また、消費税の増収分については、8%に増税された際に、「用途を明確にし、全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされ、地方消費税収の引き上げ分も「年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策等社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」と地方税法に明記されましたことから、本市におきましても、当初予算の資料において、その用途を法の趣旨に則り、社会福祉他社会保障施策の一般財源の一部として充当している旨明示し、予算執行しています。

なお、地方消費税交付金は、市の歳入において、市税や地方交付税と同じ一般財源として区分されることから、予算書では、他の財源と区分して明記していませんが、消費税増税による地方消費税増収分については、用途が決まっていることから、前述資料によりお知らせしているものです。

【所管部：政策調整部】

防災

1. 福井県の原子力発電所において過酷事故が起これば総ての人達の避難は困難であり、命と健康を守り切れないと共に、故郷の自然とそこでの豊かな暮らしを奪われることとなる為、原発の再稼働に反対し、地産地消の再生可能エネルギーの自治体政策を確率すること。

(回答)

原子力発電所における事故対策については、事業者において可能な限りの対策を実施していただくことは勿論、国全体の防災対策として慎重に考えるべき問題と考えます。

また、原子力発電所の再稼働については、安全性や判断基準により国において判断されるべきものであり、国全体の将来にわたる大きな問題であることから、市独自の要望等については考えていません。

再生可能エネルギーの施策としては、新クリーンセンターの余熱を利用したサーマルリサイクル計画を進めています。

再生可能エネルギーについては、安定した電力をどれくらい賄えるのか、また、再生可能エネルギーを活用することで、新たな課題が生じるといった疑問もあることから、原発依存度を低減しつつ現実的かつバランスのとれたエネルギー需給構造を実現していくことが重要だと考えています。

【所管部：環境経済部、市民部】

2. 本市は福井原発群から約60kmであり、ひとたび事故が起これば深刻な事態となる。原子力規制委員会の意見や国の判断は住民目線ではなく電力会社目線であり、市として市民の生命財産を守る立場から、原子炉の地下や周辺に活断層がある原子炉は廃炉にしていくことを求めるべき。

新規建設中止はもちろんとして、とりわけ原子力規制委員会が 20 年の延長を認めた 40 年を超える老朽化原発である美浜原発3号機と高浜原発1号・2号機の廃炉を国に求められること。

(回答)

原子力発電所の廃炉、新規建設については、安全性や判断基準により国において判断されるべきものであり、国全体の将来にわたる大きな問題であることから、市独自の要望等については考えていません。

【所管部：市民部】

3. 市地域防災計画をその都度見直し、原子力災害編を充実させるとともに、災害対策基本法42条に基づき、農地や南部水道への対策を講じられること。

(回答)

次年度に市地域防災計画の全体的な見直しを考えており、必要に応じて修正を加え、市防災会議の場で審議していただく予定です。

【所管部：市民部】

4. 仮に福井原発群で重大な事故が起きた場合、野洲市が北部から避難されてくる人々の通過点となる。情報が錯乱しない為の通信手段の確率や、中継地点として近隣他市との連携も必要となり、例えば車やバスの配置、誘導職員などの具体的な準備体制を整えておくべきと言う要望に対して昨年度の回答では「避難用の車両配備や職員の動員体制については、県の要請や他市町の協力要請のもと、応援先・受援先の指定や連絡・要請の手順など、必要な準備体制について整備を図っていきます」とあったが、市として具体的に体制を確立されること。

(回答)

熊本地震発生以降、防災関係の施策を大幅な見直しを実行中であり、次年度予定している地域防災計画の見直しと併せて、より具体的な体制の確立を図っていきます。

【所管部：市民部】

医療・福祉

1. 新病院建設計画は基本設計に基いて着々と準備が進められているが、来年度の実施設計予算を確保して市民の命と健康を守る行政を進められること。

(回答)

野洲市病院事業の設置条例に基づき、平成 29 年度 4 月から病院事業会計を設置し地方公営事業法の一部（財務規定等）適用に基づき病院事業を運営する予定です。計画している

主な事業は、実施設計業務委託や公有財産購入（病院用地）等の実施を予定しており、この財源には病院事業債（H29.5月県協議）、一般会計からの出資金等を見込んでいます。また、市民病院の組織や運営等に係る条例や規程の検討、制定を予定しています。

【所管部：政策調整部】

2 介護保険

1. 特別養護老人ホームの待機者は増加の一途である。公的保険制度でありながら必要なサービスを受けられない事態を打開し、行き場の無い高齢者をなくす為、特別養護老人ホームの整備を推進されること。またショートステイの増床を図られること。

昨年の回答では、第6期介護保険事業計画で予定している特別養護老人ホームの整備について平成29年度中に50床を整備するとあり、中主地域での計画の公募があった報告があったが、11/22の全員協議会で選定基準に満たないというような理由でやめになったと言う報告であった。早期の施設整備を図られること。

(回答)

特別養護老人ホームの整備については、第7期介護保険事業計画において再度検討する予定です。

【所管部：健康福祉部】

2. 平成27年度から29年度までの間に3つの地域密着型サービス施設の建設が予定されており、『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』については事業者も決まり平成28年度上半期開設予定とあるが、予算要求の時点では『認知症対応型通所介護(デイサービス)』については事業者公募に応募が無い現状であったが、計画の進捗状況は。

(回答)

認知症対応型通所介護については、平成28年5月に施設整備に係る補助制度を活用しない事業者から事業所の指定申請がありました。平成28年7月に事業所指定を行い市内で開設されている状況です。

【所管部：健康福祉部】

3. 28年度から、非課税世帯に対しての「補足給付」も預貯金があれば除外することや、要支援の生活支援サービスを保険対象外にし、NPO法人やボランティアなどで対応することとなり、高所得者の自己負担は既に2割へと引き上げられた。このような負担増やサービス低下になるものについては国に改善を申し入れされること。

(回答)

「補足給付」における預貯金等の資産勘案による見直しや一定以上所得者に対する負担割合の見直しについては、平成27年8月1日から実施しており、国に改善の申し入れをすることは考えていません。また、要支援の生活支援サービス(総合事業)については介護予防ケアマネジメントを的確に行い、利用者自身の目標達成に向けて、その方に適したサービスを利用していただけるよう事業の実施に努めます。

【所管部：健康福祉部】

4. 介護保険制度改悪により要介護1・2の方々が特別養護老人ホームへの入所が出来なくなったが、認められている『特例入所』の制度があり、要望ある方々は特例入所できることとなっているが現状はなされていない為、入所可能とすること。

(回答)

入所基準は国のガイドラインに基づいており、特例入所の要望のある方々全員に入所していただくことはできません。

【所管部：健康福祉部】

5. 「保険あって介護なし」という厳しい現状から市民の命と健康を守る責務のある行政として、介護保険料減免制度・利用料減免制度を創設または拡充することと共に、居住費・食費に対して独自の補助金制度を住民税非課税世帯のみでなく拡充すること。

(回答)

現在、条例等において減免制度を規定しており、現行制度については拡充する予定はありません。また、居住費・食費に対して独自の補助金制度については、現行では住民税非課税世帯に限り減額しているところです。これらの費用は、施設入所において受益に見合う負担が必要と考えていますので、独自の補助金制度については考えていません。

【所管部：健康福祉部】

6. 一般会計からの繰り入れにより、第7期(平成30年度から32年度)の改定時期に、市民の重い負担となっている保険料(基準額)の引き下げを行うこと。

(回答)

一般会計からの繰入金は、介護保険法に基づく規定により行っており、第7期(平成30年度から32年度)においては、被保険者の負担額や介護給付費準備基金の保有額を勘案しながら保険料の設定について検討していきます。

【所管部：健康福祉部】

7. 公費による低所得者保険料軽減は、当初案通り前倒し実施するように国に働きかけると共に、自治

体として独自の軽減措置を行うこと。

(回答)

介護保険料低所得者保険料軽減は、現在、条例において減免制度を規定していますが、現行制度を拡充する予定はありません。個々の事情で介護保険料の支払いが困難な場合、分納による納付相談を受ける等、現行の減免制度で対応していきます。

【所管部：健康福祉部】

8. 総合事業への改正法は条例により『平成29年度まで』に実施する事となっており、いよいよ来年度からの開始となるが、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど『多様なサービス』に置き換えるのではなく、現行サービスを維持した上で新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持すること。

さらに、全ての要支援認定者には利用者の希望に基づく選択を保障し、住民主体ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないこと。

(回答)

現行サービスを維持した上で新たなサービス・資源を作るという基本方向は変わりません。

また、利用者の望む生活について十分聴き取り、その人の生活の目標が達成できるようなケアプランを作成していきます。

【所管部：健康福祉部】

3 国民健康保険

1. 平成 30 年度からの国保の広域化が決定されているが、そもそも、国民健康保険を広域化しても根本的な運営打開や改善には繋がらず、自治体での独自施策の廃止や国保税の引き上げになるだけでなく、きめ細やかな運営や相談活動も困難になる。根本的には、この制度の矛盾も大きく、これまでの回答に『国庫負担の増額を要望していく』とあったが、引き続き国に対して要望されること。

(回答)

国保の広域化に向けて必要な財政措置等については、引き続き滋賀県や滋賀県国保連合会等を通じて要望をしていきます。

【所管部：健康福祉部】

2. 10/19 に県に広域化に対する申し入れを行ったが、国保税が県内市町の場合、大きな差異がないことを理由に「統一化」を図ろうと準備していることが明らかになった。そもそも、人口・高齢者の割合、また医療機関の整備状況、予防の取り組みなどによっても市町によって違いがある。国の法律によって

も規定はされておらず、財政面で県が管理しても、納付金を納めれば後は市町の範囲であるため、国保税の設定については市町の裁量が貫徹することを県に対して要望すること。

(回答)

平成 30 年度からは、滋賀県が一つの国保保険者になるとしながらも、居住する市町によって受けられるサービスに大きな差異があったり、同じ所得水準でも負担する保険税(料)額が異なったりするというのは、公平性の観点から課題があり、被保険者の理解も得にくいと考えています。また、広域化後は、市町による赤字補填や無理な税(料)率抑制のための一般会計繰入等は解消していくこととされていることから、基本的に市町納付金は保険税(料)収入を以って負担していくことになり、市町は少なくとも市町納付金が納められる水準の保険税(料)率の設定が求められることとなります。そのため、これまでと同様に財政基盤が脆弱な市町の裁量で保険税(料)率を設定することとしても、裁量の余地は小さいと考えられ、市町間の格差を拡大するばかりか、広域化に期待される財政基盤の強化にも影響を及ぼすことが懸念されることから、本市としては将来的な保険税(料)率の統一化を求めています。

【所管部：健康福祉部】

3. 広域化そのものに問題がある中、昨年度に低所得者支援として全国で1700億円が交付されたが、その交付金も活用して県下でも現在2番目に高い野洲市の保険税を、国保基金を活用するなり一般会計からの繰り入れを復活させるなどして、1世帯1万円の引き下げを行うこと。

(回答)

今後も全国的に医療費の増加が見込まれる中で、平成 27 年度から全国で新たに交付されることになった 1,700 億円の国費について、本市では、国民健康保険事業財政調整基金の取り崩しと合わせて、税率の上昇を抑制するために活用しています。

更に税率の引き下げまで行おうとすると、一般会計からの基準外繰入などの財源確保が必要になりますが、本市における国民健康保険事業特別会計への一般会計からの繰り入れについては、現在、国民健康保険事業における事務費や保険給付、国保財政安定化支援事業、保険基盤安定制度に係る分について、それぞれの考え方、ルールに基づき算定のうえ措置しているところであり、その中には保険税に対する繰り入れとして、保険税負担の平準化や保険税軽減分に係る分が含まれています。

これ以外に、基準外の財政支援的な繰り入れを恒常的に行うことは、独立採算による自立運営が基本とされている現行の医療保険制度の趣旨に反するもので、国保以外の医療保険加入者との公平性の観点からも問題があります。

また、明確な基準に基づかない安易な一般会計からの繰り入れは、国保の財政運営における経営感覚の希薄化を招く恐れもあり、市財政への影響も看過できません。

したがって、税率を引き下げるために市単独による一般会計からの基準外繰入を行うことは適切ではないと考えます。

4. 資格証明書の発行は3年前172名への発行から、一昨年で102名、昨年で60名、本年度6月で39人と着実に大幅な減少となっていることは評価出来る。市民相談室や納税推進室との連携をさらに強め、納税相談に来られない方々に対する滞納の理由や実状の内容を丁寧な把握をされているが、市民の命と健康のセーフティーネットを失わせる資格証明書の発行そのものは行うべきではなく、短期証への切り替えを行うこと。

(回答)

短期被保険者証や資格証明書の交付については法令に基づいて適正に実施しているところですが、野洲市では資格証明書の交付基準を一部見直すことにより、本来資格証明書の交付対象となる被保険者に対しても、生活困窮者支援事業と密接に連携して個々の実情に応じたきめ細やかな相談を実施することとしています。このことにより、資格証明書を交付しない特別な事情の有無について適切な判断が可能になると考えます。

また、資格証明書の交付基準に関する限り、十分な担税能力があるにもかかわらず納税に応じない人と、支払いたくても支払えない生活困窮支援対象の人を同様に扱うことについては、納税の義務を果たされている人も含め、国保被保険者全体の公平性や公正性の面からも問題があると考えます。

【所管部：健康福祉部】

4 子育て支援

1. 昨年度から実施されている『子ども・子育て新システム』は、国と自治体の保育に対する責任を後退させ営利企業に委ねるものであり、保育条件の改善も出来ない。保育料の算定の仕組みが国の所得税である応益負担から、市町村の住民税である応能負担と変わる事になったが、この保育料設定では低所得層及び子どもの成長発達を保障できず、親の懐次第の輪切り保育になりかねない。この算定の仕組みの変更によって保育園や幼稚園の保育料の引き上げに繋がらないようにすることという昨年の予算要望への回答は「新制度への移行に伴う保育園及び幼稚園の保育料は可能な限り保護者の負担が増えないよう設定、止む無く負担増となる保護者については、同じ年の収入を算定の基とする期間（平成27年4月から8月の間）の保育料について、増額分を減免するなど負担増に対する配慮も行った。保育料をはじめ保育サービスにおいては、可能な限り野洲市の子育て支援の考えに基づいて実施」とあったが、引き続き保護者の負担増とならないよう努力されること。

(回答)

昨年も回答しましたように「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て支援法に基づくものであることから享受しなければなりません。保護者の負担である保育料については可能な限り負担増にならないように設定しました。もとより、本市の保育料は他市と比較しても、特に所得が低い世帯の保育料を低く設定しており、生活困窮世帯等の子育

て支援を行うという本市の子育て支援の考え方を反映しています。

また、国や県が行う多子世帯やひとり親世帯等の保護者負担の軽減についても、保育所、こども園及び幼稚園のすべてにおいて取り組んでいます。

【所管部：健康福祉部】

2. 例えば、来年民間保育所「モンチ」が定員20名の保育園開園予定と保育施設は増やしているが、保育士が足りていない為に0～3歳未満児に対応出来ず、現在、保育園の待機児童が50人と言う様な現象が起きている。人材バンク事業などで努力はされてはいるが、パートや非正規では保障もなく応募が少ない状況である。正規職員としての採用に取り組まれること。

(回答)

待機児童の解消は、特に力を入れており、こども園整備や民間保育所の移転整備への支援により一定の定員の確保は図ってきましたが、保育士不足により待機児童の解消が実現できない状況にあります。

保育士の確保については、野洲市三方よし人材バンク事業の取り組みにより、少しずつですが成果をあげています。

処遇については、今年度より嘱託職員の報酬を改善し、臨時職員については来年度の改善を検討していますが、確保が困難な理由には処遇だけでなく、働く側の様々な考えから短時間勤務を希望する方が多く見られるのが現状です。

市の正規職員の採用にあたっては、定年退職等の状況等を考慮し、計画的な採用に努めていますが、すべてを正規職員で対応することは不可能であり、引き続き人材バンクの取り組みを充実させて確保に努めたいと考えています。

【所管部：健康福祉部、総務部】

3. 保育園を充実し、幼稚園での預かり保育はやめられること。

(回答)

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園での預かり保育は継続して行います。

【所管部：健康福祉部】

4. 市長選挙の公約にも掲げられていた学童保育の土曜保育実施を推し進められること。

(回答)

学童保育所の土曜日開所について、これまでもニーズがあることから、利用者等の意見も聞きながら実施に向けた検討を進めたいと考えています。

5. 医療費の無料化を中学校卒業まで、拡大されること。

(回答)

本市では、次代を担う子どもたちが健やかに育つ安心・安全な環境づくりに向けて限られた財源を有効に活用していくため、総合的な子育て施策を推進していく中で各事業の優先順位、規模などを勘案しつつ、現在の内容で子どもの福祉医療費助成を行っています。

今後も、待機児童解消に向けたこども園の整備や教育施設の老朽化対策、学童保育のサービス拡充、増加する子どもの虐待や貧困問題への対応などの子育て環境の充実をはじめ、子どもだけに限らず市民の安心な暮らしを実現するための地域医療サービスの確保や生活困窮者支援、高齢者への支援などの福祉施策全般において、まだまだ早期に解決すべき重要な課題が残っています。

一般会計での厳しい財政運営が見込まれる中では、これらの課題の優先度を明確にするとともに、関連施策の連携により、限られた財源を有効に活用し、解決を図っていく必要があると考えており、子どもの福祉医療費助成の拡大だけを先行して検討することについては慎重になるべきであり、現時点では中学校卒業までの医療費無料化については考えていません。

【所管部：健康福祉部】

5 医療・保健・在宅福祉

1. 後期高齢者医療保険制度について昨年の回答では「社会保障制度改革国民会議の報告書においても、〈後期高齢者医療制度については現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ必要な改善を行うことが適当〉とされており、高齢者に不安や混乱を与えることがないように、制度の廃止ではなく継続的・安定的に医療が受けられる制度として適切に維持・改善されることが肝要と考える」とあった。

しかし、現実には制度の改善も行われてはならず、年齢による差別や保険証の取り上げ、天井知らずに上がる保険料など多くの問題を抱えているままであることから、制度そのものの廃止を国に要望されること。

(回答)

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度施行以来、その効能を発揮し、期待された役割を果たすとともに、現在では一定の評価を得て定着していることから、現状において単純に制度が開始される前の状態に戻すことや、代替案も無いままに制度の廃止を求めることは、行政として無責任であり、非現実的であると考えています。

将来の高齢者医療のあり方を考えるのであれば、社会保障制度改革国民会議の報告書にあるように、「現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うこと」が肝要であり、高齢者に不安や混乱を与えることがないように、制度の廃止ではなく、継続的・安定的に医療が受けられる制度として適切に維持・改善されることを求めていく

べきと考えます。

【所管部：健康福祉部】

2. 後期高齢者医療保険制度は、75歳からの保険制度にして健診も別扱いとなっている。27年度から、健診通知を「生活習慣病により、医療機関に受診しているものは除く」とされ、前年度で4600人に健康通知を出していたのが、27年度は1000人余りと2割ぐらいたなった。
早期発見、早期治療の観点から以前の状況に戻すことと、保険料の特例減免見直し(廃止)をやめ現状を維持すること。

(回答)

高齢者健診は、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的としていることから、既に医師の管理と指示の下で生活習慣病の治療や重症化予防のための取組み、検査等を受けられている方については、重ねて高齢者健診を受ける必要はないと考えています。なお、平成29年度からは、生活習慣病罹患者であっても過去1年間に血液検査歴がなければ、当初から健診受診対象者にするように、健診除外対象者の選定基準が一部見直されることになっています。

また、平成29年度からの廃止が検討されている後期高齢者医療保険料の特例軽減については、制度開始時に経過措置として設けられた特例措置であり、現役世代の負担増や公平性の観点から思慮すると、いずれは本則に戻すことはやむを得ないものと考えます。しかしながら、被保険者に急激な負担増が生じる場合にあっては、適切な激変緩和措置を講じる必要があるものと考えており、滋賀県市長会や滋賀県後期高齢者医療広域連合から、滋賀県や全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対しまして要望書が提出されたところです。

【所管部：健康福祉部】

健診については「健診通知が届いてなくとも一定の条件を満たせば受診は可能」と言うことが明らかになったが、その通知は全く行っていないことから、市民への周知徹底を行うこと。

(回答)

平成29年度からは、健診除外対象者の抽出基準の見直しにより、潜在的な健診受診対象者も含め、健診受診対象者全員に予め受診券が送付されますので、改めて周知を行う必要はないものと考えます。

【所管部：健康福祉部】

3. 就学前の医療費無料化は過去に野洲市が率先して行い、近隣自治体も相次いで事業化してきた経緯からも、中学校卒業までの通院医療費無料化を湖南4市で足並みを揃えるのでは無く、野洲市が

子育て支援の先進地として先導して実施されること。

厳しい財政の中ではあるが、1学年ずつでも無料化をと市民は望まれている。

市長選挙の相手候補も公約に掲げており、保守系の市議も賛同していたことから、多くの市民や議員が求めている。

現在、国によって有識者による検討委員会が設置されているが、その動向を伺うだけで無く積極的に国や県の施策として実施を強く要望されること。

(回答)

本市では、次代を担う子どもたちが健やかに育つ安心・安全な環境づくりに向けて限られた財源を有効に活用していくため、総合的な子育て施策を推進していく中で各事業の優先順位、規模などを勘案しつつ、現在の内容で子どもの福祉医療費助成を行っています。

また、今後も一般会計での厳しい財政運営が見込まれる中では、関連施策が相互に連携し、多面的に子育て環境をめぐる課題の解決を図っていく必要があると考えています。

例えば、生活困窮等で子どもの医療費が負担できない家庭については、単に医療費だけを切り取って支援するのではなく、総合的な生活困窮者支援対策の中で根本的な解決を図ることが肝要であり、このような複合的な取組みが、結果として子育て環境の充実へとつながっていくものと考えています。

そのため、子どもの福祉医療費助成の拡大だけを先行して検討することについては慎重であるべきで、現時点では中学校卒業までの医療費無料化については考えていません。

なお、現在、国レベルで検討されている、子どもの医療費のあり方や福祉医療費助成にかかる国保へのペナルティ見直しなどについても、引き続きその動向に注視していくとともに、必要に応じて適切に要望等を実施していきます。

【所管部：健康福祉部】

4. 福祉タクシーチケットの初乗り運賃制度は、公共施設や病院に近い居住者と、遠い居住者とでは不公平になるため、改善されること。

(回答)

障がい者施策及び高齢者施策で実施するタクシー運賃の助成事業は、日常生活の生活行動範囲の拡大による社会参加の促進を図ること等を目的に実施しています。このため、利用目的を公共施設や病院への利用に限定しているものではなく、広い範囲での利用を想定していることから、初乗運賃を勘案した現行の料金制度を、個人が利用されるタクシーの利用距離による助成への変更は、現在のところ考えていません。

【所管部：健康福祉部】

5. 妊婦検診の完全無料化をされること。

(回答)

妊婦健診については、母体と胎児の健康を守り、安全で安心な出産のため、定期的に健診を受けることが重要と認識し、標準的妊婦健診回数である14回分の助成が確保できるよう、健診1回ごとに医療保険並みの上限額を設定した基本健診券14枚と検査券7種10枚を交付しています。

なお、基本受診券助成額が実質経費の38%と判明したため、増額調整し、平成27年度からは、前年度よりも1人当たり20,170円アップの94,560円を助成しています。今後とも、健診費用は毎年確認し、妊婦健診受診率向上を図っていきます。

【所管部：健康福祉部】

6 生活保護

1. 2013年から3年間で生活扶助費を670億円削減することを強行し、13年末には「期末一時扶助」も70億円削り、2015年7月から住宅扶助費を3年かけて190億円削減する計画も始まっている。消費税が増税され生活必需品は値上がりも激しいにもかかわらず「冬季加算」も減額されたが、増額するよう国に求められること。

(回答)

生活保護制度で保障されている最低生活費については、国の責任において基準を定めていることから、一定の水準が保たれていると考えています。増額するよう国に求めることは考えていません。

【所管部：健康福祉部】

2. 生活保護法が改定され、「親族による扶養義務の強化」となっており、それを条件にすれば、保護を断念し餓死・自殺など予想される。昨年の回答では、野洲市では扶養義務者の欄に記載が無くても保護申請は受け付けているとあったが、引き続き遵守されること。

(回答)

保護申請については、扶養義務者の欄に記載が無くても従前より受け付けており、扶養義務者による扶養又は経済的支援が可能かどうかは、調査に基づき実態に即して審査しています。また、生活保護の適用に当たっては、法令等に従い決定しています。

【所管部：健康福祉部】

3. 高齢者加算の復活に関して、昨年の回答では「生活保護法による保護の基準等については、社会保障全体の中で国が設定するものであることから、市として生活困窮者の実態を掌握し、高齢者加算の復活を要望する考えはない」としていたが、年金の引き下げ事態が、憲法25条と憲法13条に違反し、集団訴訟も起こされています。市として生活困窮者に対する手厚い支援を行っている事は評価するが、国の社会保障の責務としての高齢者加算の復活を要望されること。

(回答)

生活保護法による保護の基準等については、社会保障全体の中で国が設定することから、市として高齢者加算の復活を要望する考えはありません。

【所管部：健康福祉部】

教育

1. いじめ問題で教師がいじめを発見できないなどの背景に教師の多忙化があることが指摘されている。少人数学級の推進や複数担任の促進、スクールソーシャルワーカーの配置が必要であるが、野洲市の現状は掛け持ちの為に1校に対して週に2～3回となっており、全小中学校に毎日配置するなど教育条件の整備を図ること。

(回答)

少人数学級や複数担任制導入などについては、本市の規模では独自施策は厳しいと考えます。

また、スクールソーシャルワーカーの配置については、現在「拠点校方式」としており、対象は全小中学校となっています。スクールソーシャルワーカーの持つ生徒指導上の教育的効果は高いので、今後さらなる配置の充実に努めます。

【所管部：教育委員会】

2. 文部科学省が35人学級推進の方針を明らかにし、段階的に取り組むことにしたが、全学年での法制化には至っていないため、校長、教頭も授業に入らなければならない状況である。県や国に対し早期に35人学級の法制化や加配教員の配置を粘り強く要求されているが、実現に向けて引き続き要望されること。本市での30人学級の取り組みを積極的に推進されること。

(回答)

完全35人学級の法制化は、これまでも県や国に対し要望してきており、今後も粘り強く要求をしていきます。また、このこととあわせ、各校の実情に応じた加配教員の配置も強く要望しています。

なお、30人学級の取り組みについて、市独自に教員を配置することについては、県費教職員と同等の処遇を準備するということになり、人件費の問題や研修体系の樹立に係る課題、それらに係る新たな所管の設置など、本市の規模では非常に難しいと考えています。

【所管部：教育委員会】

3. 昨年の「幼稚園の学級規模は30人とされること。子どもの適切な保育条件へ、3歳児は20人学級とされること。」と言う要望に対して、「施設の状況等により異なるが、可能な限り、4歳児、5歳児では30人、3歳児では20人となるよう考慮する」との回答であったが、実施されているか。

実施できない原因を改善されたい。

(回答)

基本的な考えとして、施設の状況により異なりますが、可能な限り4歳児、5歳児では30人、3歳児では20人となるよう考慮しており、そのとおりのクラス編成をしています。

ただ、北野幼稚園は3歳児が73人であり、一学級当たり24人となりますが、余剰の保育室はないという施設の状況から20人を超えるクラス編成となっています。しかし、文科省が定める幼稚園設置基準では一学級の幼児数は35人以下であり、文科省基準を上回る状態ではありません。

幼稚園の園児数は年々減少傾向にあり、北野幼稚園の3歳児も平成25年度は70人でしたが、平成26年度は63人、平成27年度は62人と減少していました。今年度73人に急増しましたが、平成29年度は61人に減少する見込みです。

このことから、保育室増設等の施設改修については、園児数の推移を見ながら慎重に判断する必要があると考えています。

【所管部：教育委員会】

4. 不況下の中、仕事減や収入減により暮らしは大変である。現在の就学援助基準は実態に合っておらず、生活保護基準が引き下げられていることから、生活保護基準の1.5倍にされること。

(回答)

現在、野洲市の要保護及び準要保護の基準については、生活保護基準の1.2倍として、児童生徒就学援助費支給要綱に定め援助を実施しています。教育委員会としては、この基準について妥当と判断しています。よって見直しは考えていません。関係機関と連携をとって、真に支援を必要としている世帯に対して支援をすることが大切であると考えています。

【所管部：教育委員会】

5. 学校給食における食材の残留放射能調査をされること。

(回答)

本市の食材調達においては、生産地証明や放射性物質の測定値を求めるなど安全な食材調達に心掛けており、調査の実施は考えていません。

【所管部：教育委員会】

6. 教職員の健康保持に関して昨年の回答では「現在、学校産業医による学校訪問を実施し、教職員の健康相談等に応じている。また、いつでも相談等に対応できる体制を整えている」とあり、

「法に則り体制の整備に努める」ともあったが、安全衛生規定を策定する事や教職員の代表を含めた安全衛生委員会はまだ設置されていない為、具体的な方策を講じること。

(回答)

教職員の健康を保持することは、学校教育にとって最も重要で大切な事の一つとして捉えています。現在、学校産業医による学校訪問を実施し、教職員の健康相談等に応じています。また、いつでも相談等に対応できる体制を整えています。また、本年度から教職員へのストレスチェックを実施しています。ストレスチェックの分析による職場改善や、高ストレス者への産業医面談の体制の整備に努めています。

【所管部：教育委員会】

7. 先日の「県民要求実現実行委員会」と「滋賀県社会保障推進協議会」との懇談の中で、教職員の「持ち帰り仕事」に関しては、学校側の面談での確認や、残業時間の調査、具体的に何が問題で超過勤務となっているのか(例えば、保護者との対応やクラブ活動の指導など)も調べているとあったが、超過勤務をなくすために、研究や研修の精選、報告文書の削減、部活指導時間の軽減、同和教育授業の廃止などの取り組みを進められること。

(回答)

研究や研修については、喫緊の教育課題への対応をはじめ授業づくりや子どもたちへの指導や支援の方策など、教育公務員として必要な事項について、先生方の意見も取入れながら精選して実施しています。また、報告文書等は、市の校務サーバー等を活用し、できるだけデータでのやり取りを実施し、一から送付書等の作成を必要としないよう工夫しています。また、部活指導の時間については、ノ一部活デーや休日の活動など、教師も生徒も活動時間が負担にならないよう努めているところです。今後、外部指導者の導入方法など工夫していく必要があると考えています。

なお、これまで同和教育の実践で培われた反差別の取組みは、今後も人権教育推進の礎であると捉えています。

【所管部：教育委員会】

8. 高校生に対する自治体独自の給付奨学金を創設する事と、現在行っている大学生に対する給付奨学金の月額3,000円の増額を行うこと。

(回答)

現在、高校生に対する給付型の奨学金制度の創設は考えていません。

また、大学生等に対する修学奨励金については、増額ということだけではなく、あり方を含めて検討しようとしているところです。

【所管部：教育委員会】

9. 祇王小学校のエアコン室外機の音が、近隣住民の暮らしの騒音問題となっているため、対応されること。

(回答)

騒音被害の苦情に対しまして個々に対応をさせていただいています。

なお、騒音基準値を上回っていることから対応策について検討します。

【所管部：教育委員会】

まちづくり

1. 野洲駅前周辺整備については、「心と体の健康をテーマに人と人がつながることで生まれるにぎわいづくり」をテーマとして進めており、交流/商業施設を中心とした事業化検討も行われているが、文化・歴史・景観を継承し、市民が願う賑わいと交流のまちづくりを進められること。

(回答)

野洲駅南口周辺整備については、現在、平成27年3月に策定した「野洲駅南口周辺整備構想」の具現化に向け、市民病院、交流/商業施設、市民広場の一部について前期計画として検討を進めており、まずは病院事業の具体化を先行して進めることで、交流/商業施設に関しても民間活力の導入可能性が高まるものと考えています。

また、現在、策定を進めている立地適正化計画において、市域全体を見渡した「コンパクト+ネットワーク」の拠点の一つとして野洲駅南口周辺整備を位置づけ、官民連携による拠点整備の実現を図っていく考えです。

【所管部：都市建設部】

2. 景観条例が制定され景観計画が施行されたが、地域住民との協議を積み重ねていく中でさらなる重点地域の設定を進められること。また県と市が連携して近隣景観形成協定を自治会等に働きかけて、建物や緑化等景観形成に関する取り組みに対して、地域住民が主役のまちづくりを応援し進められること。

(回答)

良好な景観の形成を図るための重点地区は3地区（琵琶湖岸・野洲駅南地区・沿道景観としての大津能登川長浜線沿い）を指定しており、当面は、当該3地区での取り組みを進め、特に野洲駅南口周辺整備に関して、景観審議会の意見をもとに良好な景観の形成を図ります。

また、近隣景観形成協定などの制度についても広報を活用し、景観形成に関する制度周知を図りつつ、自治会等にも働きかけるなど景観まちづくりを進めていきます。

3. 循環バスについては改善されて来たが、引き続き病院の受付や予約時間に間に合う時間設定及び日曜運行、利便性を高める為の運行本数の増加をされることと、ワゴン車の更新時に車椅子や押し車で乗車出来る車両とすること。
野洲駅到着電車と循環バスとの接続も良い運行ダイヤとすること。

(回答)

野洲市コミュニティバスの日曜日運行などの増便は、増車も含めたさらなる運行経費が必要であり、利用状況を考慮すると費用対効果の面から困難と考えています。

また、車いす対応車両の導入については、小型車両を前提とした現在の路線に対応できる車いす対応車両の場合、乗車定員が少なくなる等の問題があり、現行のバスの運行、運行ダイヤなどの状況を考慮すると費用対効果の面から困難と考えています。

運行ダイヤについては、平成 29. 30 年度において路線等の見直しを予定しており、利用者の需要に合わせたダイヤについて検討をいたしますが、民間バス等のコミュニティバス以外の公共交通を排するようなダイヤ設定はできません。

【所管部：市民部】

4. 部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会からの退会をされること。人権啓発事業などについては、市民の自主的なものをのぞいては廃止されること。

(回答)

当実行委員会の活動に参画して、人権を守る取組みを行っていきます。人権啓発事業は、人の観念や意識のなかに潜在する差別心を払拭するために、引き続き実施します。

【所管部：総務部】

5. 大津湖南都市計画道路は本市にとっても重要な幹線道路であり。平成35年度に併用開始予定となっているが、滋賀国体開催間に合う様、早期の整備を国県に働きかけられること。

(回答)

県道大津湖南幹線のことと察しますが、滋賀国体開催までの平成35年度に供用開始できるよう滋賀県とともに事業を進めています。

一日も早い供用に向け、引き続き国県に対して働きかけを行っていきます。

【所管部：都市建設部】

6. 新踏切の改良は、市が計画を立てれば JR は協議すると言っている。通学路であり、拡幅や立体交差の事業化をし、JR と協議されること。

(回答)

新踏切については、過去に鉄道管理者である JR 西日本㈱と協議しましたが、小学校方面から踏切を渡るとすぐに市道小篠原上屋線があり、踏切と市道とが近接し過ぎていることから、踏切を拡幅することよりも立体交差として改良することを JR 側が要求されており、現状の踏切形態での拡幅改良については、協議に応じていただけない状況です。

また、立体交差となると、鉄道敷地のみならず、市道小篠原上屋線を合わせて跨ぐ大規模な構造物となることから、この形態で事業実施をすることは大変難しい状況です。

こうしたことから、構想のある新駅設置の際に抜本的な対策を行うことが最善であると考えています。

なお、児童・生徒の安全対策を図るため、野洲市通学路交通安全推進会議において、ソフト面での安全対策について検討いただいております。スクールガードやPTAの皆様方のご協力を得ながら安全対策を推進しています。

【所管部：都市建設部】

7. 通学路交通安全プログラムで検討されている通学路の歩道を早期に整備し、子ども達の安全を確保されること。

(回答)

グリーンベルトの整備については、野洲市通学路交通安全推進会議において策定された「通学路交通安全プログラム」に基づき、国の社会資本整備交付金を受けて整備していることから、平成 29 年度交付金の内示額に応じ、順次施工を行います。

【所管部：教育委員会、都市建設部】

8. 祇王小学校前の通学路である市道は朝の7時から9時まで通行止めとなっているが、侵入してくる車等が多い為、子ども達の安全を守る為にも指導を徹底されること。

(回答)

当該箇所は、祇王小学生の子ども達の通学路となっており重要な路線であると認識しています。通学の子どもたちを交通事故から守るため、守山警察署に対して交通指導取締りの強化の要望を行います。

【所管部：市民部】

9. 川田橋の歩道の防護柵が高いため、守山側から来る車の見通しが悪い、防護柵を低くされること。

(回答)

野洲市側については、平成 25 年度に市道市三宅竹生外周線を整備することに合わせ、歩

行者や通過車両の安全確保について公安委員会と協議を重ね安全対策を講じました。

これにより、川田橋との間に野洲川右岸の管理用堤防道路を含めた空閑地が生じ、守山市方面からの車に対しても十分見通しが確保できていると判断しており、防護柵の変更を要望する予定はありません。

【所管部：都市建設部】

10. 県道木部野洲線の久野部地先から変電所までに歩道を設置されたい。円光寺の文化財の移動を検討するなど、危険な交差点の改良を行い右折だまりを設置されたい】

(回答)

当該区間については、自転車・歩行者の通行が非常に危険であることは認識しており、現在、道路管理者である滋賀県とともに、久野部自治会と歩道の整備に向け協議、検討中です。

また、県道2号線との交差点においては、都市計画道路の法線上に国の重要文化財である大行徳神社の本殿（円光寺の文化財）が位置することから、現在、滋賀県文化財保護課と協議を行っており、今後、同課を通じ移転等について文化庁に対し協議を行っていただく予定で進んでいます。

【所管部：都市建設部】

11. JR篠原駅から県立野洲養護学校への通学路である県道の歩道整備を、県に求められること。

(回答)

篠原駅前の団地内については、用地確保が難しいため歩道が確保されていない箇所にグリーンベルトが設置されています。

近江八幡市との境界付近は、歩道整備を計画されているものの、一部地権者から用地の協力をいただけていないため整備が進んでいません。

近江八幡市域のJR篠原駅周辺については、住居が密集しており用地確保が困難な状況であることから事業計画が定められていません。

しかしながら、市としては、JR篠原駅から県立野洲養護学校への通学路はもとより、高木集落内も含め歩道整備が早期に実施され、完了されるよう引き続き滋賀県に対し要望していきます。

【所管部：都市建設部】

12. 県道の歩道の除草を、年1回では無く複数回行って貰う様に要望されること。

(回答)

県道の除草は、以前より年1回を基本に実施されていますが、交差点付近を含め特に通

行に支障となっている箇所は、随時対応していただくよう要望しています。

【所管部：都市建設部】

13. 違法な野焼きが常習的に行われ市民の暮らしに悪影響を及ぼしているため、監視や指導の徹底をされること。

(回答)

野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により一部の例外を除いて禁止されており、これに違反した場合には重罰に処せられます。例外となる野焼きの中には、農業者が行う稲わら等の焼却などがあり、本市で発生する野焼きの多くはこれに当たるものと考えています。この例外とされる野焼きであっても、臭いや煙などによって周辺の市民の生活環境に悪影響を与える場合には、行政指導を行うことは可能です。

本市では、市民から苦情を受けた際は、速やかに現場へ行って状況を確認しています。違法な野焼きで悪質と判断した場合には、警察に通報しており、また、例外とされる野焼きであった場合には、消火をさせて今後行わないよう指導をしています。

市民に対する日常啓発としては、各家庭に配布したごみ分別マニュアル「ごみ分別名人」内で野焼き禁止の周知を図っています。さらに、野焼きが続けて地域で発生するような場合には、必要に応じて当該地域の自治会回覧で啓発をしています。こうした取組みを通じて、違法及び生活環境に悪影響を与える野焼きの根絶に対する市民の意識向上を図り、これらの野焼きを許さない地域社会の実現に努めていきます。

【所管部：環境経済部】

産業

1. 引き続き不安定雇用のもと、市内大企業に対して安定雇用の確保を申し入れされること。

(回答)

市内の事業所全般において、正規採用の求人を行っても応募がないなど人員の確保が困難な状況であることから、市内における大企業のみに対して安定雇用確保の申し入れを行うことは考えていません。

【所管部：環境経済部】

2. 『住宅リフォーム助成制度』は、特定の業者のみに偏ったものではなく、地域で仕事と資金を循環させ、地域循環型経済効果をもたらす、地域経済の起爆剤ともなる制度である。市独自での事業化や、県としての制度創設を求められること。

(回答)

住宅リフォーム助成制度は、市内産業全体の活性化に十分な役割を果たすのか、また、個人の資産形成に税を投入することが公平なのかなど課題もあり、市独自の事業化や県制度創設を求めることは考えていません。なお、市内産業全体の経済対策としては利子補給制度を実施しています。

【所管部：環境経済部】

3. 『小規模改善工事登録者制度』を創設される事や、小規模企業振興基本法を具体化されること。野洲市独自で行っている『利子補給制度』も必要だが、活用されていない制度ではなく、他市で実施され大きな成果を上げているこの制度を調査研究され、県制度としても求められること。

(回答)

小規模改善工事登録者制度については、小規模な工事であっても、適正な施工が見込まれる業者は、建設業許可を受けた業者、あるいは税の滞納がなく経営状態が健全な業者であり、それぞれの条件を満たす指名登録業者に発注すべきと考えており、創設は考えていません。

小規模企業振興基本法の具現化については、小規模事業者が地域経済の担い手として地域の活性化に貢献される活動を支援できるよう、商工会などを中心に関係機関とも連携し、支援していきたいと考えています。なお、県制度として求めることは考えていません。

【所管部：総務部、環境経済部】

4. 政府は環太平洋経済連携協定(TPP)の批准を衆議院で強行採決したが、TPPは野洲市農業に壊滅的打撃を受ける。さらに、関連産業を始め雇用や地域経済にも深刻な影響を与える。アメリカの次期大統領もTPPに参加しないことを表明している。このような状況の中、TPPから脱退し日本経済を守れるように政府に働きかけられること。

(回答)

環太平洋経済連携協定(TPP)については、国家間レベルでの協議ですが、農業に与える影響は多大なものであると認識しており、国の将来のあり方を見越した対応が必要でないかと考えています。また、国において、農業・産業・就労構造全体を見極め、国民に透明性を持ってメリット・デメリットを明らかにした適正な判断がなされるものと考えています。

【所管部：環境経済部】

5. 野洲市農業の振興に関して、昨年の回答では「野洲市農業振興計画振興委員会を設置し、計画の進行管理を行っている」とあり、第二回まで協議が行われているが、具体策を示されること。

(回答)

現在、農業振興計画振興委員会は第二回の協議を終え、市の素案について委員の皆様からご意見を頂戴したところです。計画の改訂は、平成30年の生産調整の廃止や農地中間管理機構の創設など、国の新たな政策に係ることや、前計画から5年が経過し、新たな農業の課題について目標の施策を追加しています。具体策としては、米価が下落するなか、経営を安定させるために水田野菜を推進することや、青年農業者や女性農業者への支援、市民に対する農業のPR等を盛り込んでいます。

【所管部：環境経済部】

6. マイナンバーについて、行政への提出書類等への記入の義務付けが行われているが、内閣府は「個人番号カードの取得は申請によるもので強制ではない。カードを取得しないことで不利益はない。扶養控除申告書・源泉徴収票などの法的資料や雇用保険・健康保険・厚生年金保険など、書類に番号が記載されていなくとも書類は受け取る。記載されていないことで従業員、事業者の不利益はない。従業員から番号の提出を拒否された時は、その経過を記録するが、記録がないことによる罰則はない」としている為、市民に対してマイナンバーは強制ではない事を徹底されること。

(回答)

マイナンバーカードの取得に関しては、強制ではありません。

また、マイナンバーの記入についても、通常の業務において強制はしていません。ただし、各法令上書類へのマイナンバー記入が義務となっているものについては、引続き、記入されない市民に対して記入は義務であることを説明し、対応します。

【所管部：総務部】

7. 『所得税法56条』は、事業者の家族や女性の権利が認められない旧態依然の制度であり、憲法にも違反するものである。

この税制を無くす事によって、個人の納税意識の向上や行政にとっても税収が増えるメリットも多くなる為、制度廃止を国へ求められること。

(回答)

生計を一にしている配偶者その他の親族が納税者の経営する事業に従事している場合、納税者がこれらの人に給与を支払うことがあります。これらの給与は原則として必要経費にはなりません。青色申告をする場合には、支払った青色専従者給与は必要経費としての控除が認められています。その要件として「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署長に提出する必要がありますが、これはその専従者給与の限度額を税務署長に届け出るものであり、税務署長が労働の評価を決定するものではありませんし、家族や女性の権利が認められないといったものではありません。また、白色申告の場合も、一定額の専従者給与の控除は認められています。

このようなことから違憲な制度とは考えておらず、廃止を求める予定はありません。

【所管部：総務部】

台風や集中豪雨による被害対策

1. 野洲市内の中小河川の氾濫は、JR 下の排水路の狭さに原因があり、拡幅が求められており、JR と協議を強められること。

昨年のお返では「今年度は、雨水幹線整備事業の変更認可業務に伴い、行畑地先のJR横断水路の法線等についてJRと協議を開始したところ」とあったが、早期に事業計画を立てられること。

(回答)

市内の中小河川の氾濫については、昨今のゲリラ豪雨等の異常気象により、流下能力が不足している一部の河川で溢水が発生しているものであり、JR 下の排水路の狭さに起因するものではないと認識しています。

このような氾濫に対し、本市においては、治水対策の一環として、妓王井川の上流域の一部である約 15.3 ヘクタールを童子川の流域に変更するため、平成 24 年度から雨水幹線整備を進めています。

現在、行畑地先の JR 横断水路については、昨年度から JR 側と協議を進めており、笠作踏切付近に不足する流量を賄うための水路を新設整備することについて、概ね理解は得られており、今年度も引き続き、新設水路の位置や構造等について協議を進めています。

【所管部：都市建設部】

平和

1. 野洲市の平和事業の独自の取り組みとして、毎年 8 月中旬頃のパネル展などの平和啓発事業や、学校における「平和学習」で学習指導要領に則り、教科（社会科）で取り扱うとともに、総合的な学習の時間や学級活動を活用し、各学校で工夫した取り組みなどは評価できる。しかし、以下の 3 点においての自治体としての努力をされること。

- ①「核兵器禁止条約」の交渉促進に向けて、唯一の被爆国である日本が積極的な役割を果たすよう政府に働きかけること
- ②非核 3 原則を盛り込んだ「滋賀県非核平和宣言」の採択に向け、県に働きかけられること。
- ③被爆者が訴える「核兵器廃絶・国際署名」を市役所窓口に配置し、広く市民にアピールされること。山仲市長は憲法 9 条を大切にしたいとの考えも持っておられるので、是非取り組まれること。

(回答)

①国民の思いや考え方が、国会に反映され、よりよい判断が下されることを期待します。なお、市独自で国への働きかけは考えていません。

②非核 3 原則は、国政にかかるものであり、市から県への働きかけは考えていません。

③核兵器廃絶に向けては、平和パネル展をはじめとした市独自の取り組みにより、市民への啓発を行っており、核兵器廃絶・国際署名を窓口に配置することは考えていません。

【所管部：総務部】

2. 安倍政権の閣議決定で、南スーダン PKO(国連平和維持活動)で自衛隊に新任務の「駆け付け警護」を付与され、これにより任務遂行の為に武器使用が可能となった。戦後70年間、自衛隊が殺し殺されることなく平和が維持されてきたにも関わらず安保法案(戦争法)を強行し、遂に憲法違反の武器の使用を認める安倍政権の暴挙は許されず、いかなる時も武力によって平和は生まれない。青森の市長は「今回の事態で、市長として第一に考えるのは市民の安全。政府ならばまず国民、自衛隊員の安全を基本に考えるべき」と、集団的自衛権の行使容認に繋がる安保法制に反対を表明されている。

公務員は憲法を守る側であると同時に違反であるものを正す側の立場でもある為、憲法違反でもある国の「集団的自衛権の行使容認」と「安保関連法」、いわゆる戦争法に対して、市民の安全・安心や平和を守る意味でも、明確な反対の意見を上げられること。

(回答)

公務員である市職員は、憲法 99 条で「憲法を尊重し擁護する義務」があると同時に、地方公務員法 32 条で「法令、条例、規則等に従う義務」があり、市民全体の奉仕者として、公共の利益のために職務に専念することが求められています。

お尋ねの「集団的自衛権の行使容認」と「安保関連法」については、全国民を代表する選挙された議員で組織されている国会で議論されたものであり、安全保障、外交、防衛をめぐる国政上のことであること、また、法令順守が求められる市職員として、意見する立場にないと考えます。

【所管部：総務部】